# 代理店経営情報

シンニチ代理店版

## 誰も教えなかった！ 158

## 保険代理店が「家業」から「企業」になる方法　シリーズ3

株式会社ブレインマークス
代表取締役　安東 邦彦

【プロフィール】
保険代理店が持続的に成長するための組織化、経営の仕組みづくりを支援するコンサルタント。
著書：『社長が３ヶ月不在でも成長する会社のつくり方』
運営組織：プロ代理店経営アカデミー
https://www.brain-marks.com

# 「組織づくりって正直、面倒くさい…」が本音

業法改正の施行に伴い、代理店を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。「属人的な経営から抜け出し、組織として強くならなければ」。そう感じている経営者は少なくありません。ところが、いざ手をつけようとすると足が重くなり、「正直、面倒くさい…」という本音が顔を出す。実はこの重さ、経営者の意欲の問題ではありません。組織づくりという言葉が、必要以上に大きなものとして受け取られているだけなのです。今回はその正体に迫り、どのように乗り越えるかについて考えます。

### 焦りとため息

「業法改正もついに来た。このままの属人的な経営ではいけないことは、頭では分かっている」

「だが、朝から更改業務に追われ、事故対応が入り、お客様からの相談と社員からの判断依頼が次々に飛んでくる。気づけば一日が終わっている」

「ルールを決めるのも、それを社員に浸透させるのも気が重い。正直、面倒くさい…」。

夜、人のいなくなった事務所でパソコンに向かいながら、こうしたため息をついたことのある経営者は、決して珍しくありません。焦りはある。必要性も分かっている。けれども、動けない。ここでお伝えしたいことは、これだけ日々の実務を一身に背負いながら、なお組織のことを考えようとしているのですから、意欲が足りないという話ではありません。動けないのには、別の理由があるのです。

### 「面倒」の正体

では、なぜ組織づくりは、これほどおっくうに感じるのでしょうか。そこには組織づくりという言葉に対する「認識のズレ」があります。組織づくりと聞いて、多くの方が思い浮かべるのは「体制整備」「ルール統制」「就業規則」「会議運営」といった言葉ではないでしょうか。つまり、規則や仕組みで社員を縛るイメージです。しかも、責任感の強い経営者ほど「やるからには、きちんとしたものを」と考えます。それは社員に対する誠実さの表れであり、決して悪いことではありません。

しかし、このイメージを抱えたまま構えると、組織づくりは「まとまった時間と覚悟がなければ着手できない大仕事」へと膨れ上がります。そんな大仕事を、この日常の中で始められるはずがない。おっくうに感じるのは、むしろ当然のことなのです。これが「完璧主義の罠」です。この罠に真面目な経営者ほど、かかってしまう。重いのは経営者の腰ではなく、組織づくりという言葉が背負ってしまったイメージのほうなのです。

### 本当の組織づくりとは？

一方で、強い組織をつくっている経営者は、組織づくりを少し違う視点で捉えています。それは、「会社が掲げるビジョンに向けて、社員が迷いなく進める環境をつくること」です。もっと簡単に言えば、社員が力を発揮するうえで邪魔になっている障害物を取り除き、成果を最大化すること。集中できない原因となっている身近な「小さなトゲ」を抜いてあげることなのです。例えば、日常的な人間関係のいざこざ。役割分担の曖昧さ。将来のキャリアへの不安。頑張っても認められない環境。どれも制度の不備というより、現場に刺さったままの小さな痛みです。指に一本トゲが刺さっているだけで、その手全体に力が入らなくなります。組織も同じです。社員のやる気が足りないわけでも、社長の指導が甘いわけでもありません。ただ、力を出しにくくしている小さな何かが、抜かれずに残っているだけなのです。一つひとつは些細でも、放っておけば、やがて不満や停滞となり、いつのまにか会社への不信感にまで育ちます。誰も悪気がないまま、そうなってしまうのです。

### まずは小さなトゲを抜く

人間関係にトゲがあるなら、お互いに感謝を伝え合う文化づくりから始めてみる。役割の曖昧さでもめているなら、誰が何に責任を持つのかを明確にしてみる。たった一つでも、現場の空気は確かに変わります。

そして一本抜けたなら、それはもう立派な組織づくりです。その積み重ねによって社員の迷いや不安が減っていくと、社長のもとに上がってくる相談や確認も自然と減っていきます。まずは、一つのトゲを抜くことから始めてみてください。そこから、変わり始めるはずです。

**組織づくりとは？**

× 完璧な規則や仕組みをつくり上げる

◎ 会社が掲げるビジョンに向けて、社員が迷いなく進める環境をつくる（小さなトゲを抜く）

**社長が3か月不在でも持続成長する代理店を目指す！**

---

知ってトクする 税務情報 1296

# 『雑損控除』と『災害減免法』

## 災害で財産に損害、所得税の全部または一部が軽減

大規模地震が相次いで発生しているのに加え、大規模気象災害も多発しています。今回は、災害によって住宅や家財に損害を受けたときに、確定申告を行うことで所得税の全部または一部が軽減される「雑損控除」、および「災害減免法による所得税の軽減免除」を紹介します。

### 住宅・家財の損害ならいずれか有利な方を選択

まず、雑損控除は、災害のほか盗難、横領による損失も対象になりますが、災害減免法では震災、風水害、火災等の災害による損失に限られています。

対象となる資産の範囲も異なっています。

雑損控除では、「住宅や家財を含む生活に通常必要な資産」に限られ、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董および別荘等や事業用の固定資産等は対象外となっています。なお、車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。生活に通常必要であるかどうかについては、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

一方、災害減免法では「住宅」や「家財」のみが対象とされています。この場合の住宅・家財を詳しく説明しますと、「自己または生計を一にする配偶者その他の親族でその年の総所得金額等が62万円以下*（令和７年分は58万円以下、令和２年分から６年分は48万円以下）である人が所有する常時起居する住宅、または日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産」をいいます。別荘や書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるものは含まれません。

* 令和８年分から適用される金額

さらに、災害減免法では、損害額が住宅や家財の価額の２分の１以上であるとの要件が付されています。

雑損控除と災害減免法はいずれか有利な方を選択できます。損害額（保険金等で補てんされた金額を除く額）が同じでも、どちらを選択するかで軽減される税額が異なってくるので、どちらが有利かあらかじめ算出しておくことが必要となります。それぞれの計算方法は表のとおりです。

表中の「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいます。

| | 雑損控除 | 災害減免法 |
|---|---|---|
| 損失の発生原因 | 災害、盗難、横領による損害 | 災害による損失 |
| 対象となる資産 | 住宅や家財を含む生活に通常必要な資産 | 住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の２分の１以上であること |
| 控除額の計算または所得税の軽減額 | 次のいずれか多い方が控除額<br>・（損害金額ー保険金等により補てんされる金額）ー所得金額の10分の1<br>・（損害金額ー保険金等により補てんされる金額）のうち災害関連支出の金額ー5万円 | ・その年の所得金額500万円以下 ……所得税全額免除<br>・その年の所得金額500万円超750万円以下 ……所得税の2分の1の軽減<br>・その年の所得金額750万円超1000万円以下 ……所得税の4分の1の軽減 |
| 備考 | 損失額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できる | 原則として損害を受けた年分の所得金額が1000万円以下の人に限る。減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられない |

### 令和８年分による比較

所得600万円、夫婦と子供２人の場合で災害による損害がないときの所得税等の額が18万1,200円とした場合の比較を見てみましょう。

*1 子供は16歳以上で、そのうち１人が19～22歳の場合
*2 災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除115万円、生命保険料控除４万円として計算
*3 所得税等の額は、令和８年12月1日から施行され、令和８年分から適用される金額

◎雑損控除を適用した場合の所得税等の額
・損害額100万円の場合：14万0,300円
・損害額200万円の場合： 6万8,900円
・損害額300万円の場合： 1万7,800円

◎災害減免法を適用した場合の所得税等の額
・損害額100万円、200万円、300万円
：いずれのケースも9万0,600円

したがって、このケースでは損害額が100万円の場合は災害減免法、200万円、300万円の場合は雑損控除の適用が有利となります。

### 〈参考〉被災自動車に係る自動車重量税の還付

最後に参考として、被災者生活再建支援法の適用を受けた自然災害により被災し廃車となった自動車については自動車重量税の還付を受けることができます。登録地の運輸支局または軽自動車検査協会に永久抹消登録または滅失・解体の届出の手続きを行い、還付申請書を提出すれば還付*されます。

* 還付金額＝納付した自動車重量税額÷車検証の有効期間×車検残存期間